

滋 ス 協 ス 少 第 4 号
令和 5 年（2023 年）4 月 7 日

各市町スポーツ少年団
本 部 長 様

公益財団法人滋賀県スポーツ協会
滋賀県スポーツ少年団
本部長 中 嶋 実

「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた
スポーツ少年団活動の適切な対応について（依頼）

麗春の候 日頃は、本県スポーツ少年団諸事業につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新学期を控え、滋賀県教育委員会保健体育課より、別添のとおり、「学校におけるマスクの着用の考え方の見直し等について」の通知が発出されています。

ご存じのとおり、新型コロナウイルス感染症が、5月8日に法律上5類感染症に位置づけられる予定であることに伴い、今後マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われることが予定されていますので、予めご承知ください。

さて、県教育委員会事務局の通知にもありますように、学校教育活動と同様、スポーツ少年団活動においても、マスクの着用を求めないことを基本にお願いします。

ただし、団員に基礎疾患があるなど保護者の考え方の違いや花粉症の時期でもあることから、マスクの着用を継続する団員がいることを踏まえ、団員がマスク着用の有無による差別・偏見等がないようにご配慮をお願いします。

また、感染リスクが比較的高いスポーツ少年団活動場面（更衣室、練習や試合の送迎の自動車内、ミーティング、食事等）で、密にならない対応や換気については、引き続き一定の感染症対策を講じることが望ましいこと、さらには、指導や応援で、大声での発声を控えることも必要です。

以上のことを踏まえ、下記の通知を参考に貴市町内のスポーツ少年団の活動について、ご指導をよろしくお願いします。

記

別紙資料

- ①県教育委員会事務局保健体育課 ⇒ 県立学校長への通知（令和5年3月17日付け）（写し）
「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」
- ②文部科学省初等中等教育局長 ⇒ 各都道府県教育委員会教育長（通知）（令和5年3月17日付け）（写し）
「新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について」

<問い合わせ先> 公益財団法人滋賀県スポーツ協会 滋賀県スポーツ少年団事務局 三輪、小沢、市川 Tel:077-526-5522 Fax:077-521-8484 E-mail: shiga-jsc@bsn.or.jp
